

第7-5図 「家族の日」、「家族の週間」ロゴマーク



(出典) 内閣府ホームページ
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/family/index.html>

第7-6図 「家族や地域の大切さに関する作品コンクール」



(出典) 内閣府資料

第3節 国際的な連携・協力

1 国際機関等における取組への協力（外務省、厚生労働省）

我が国は、「児童の権利に関する条約」⁸、同条約を補完する「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」と「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」のそれぞれの締約国となっている⁹。締約国は、条約の実施状況や選択議定書の規定の実施のためにとった措置につき、専門家で構成される児童の権利委員会に定期的に報告するよう求められている。我が国は、条約の第3回政府報告などを平成20（2008）年に行い、平成22（2010）年6月にそれに対する児童の権利委員会の最終見解が公表されている。政府は、この最終見解の趣旨を踏まえつつ、「児童の権利に関する条約」と2つの選択議定書の実施の確保に努めている。

また、平成28（2016）年6月に国連本部で開催された第16回児童の権利条約締約国会合において、児童の権利委員会委員選挙が行われ、初めて日本人が委員に選出された。

さらに、我が国は、国際労働機関（ILO）で採択された「就業が認められるための最低年齢に関する条約（第138号条約）」¹⁰と「最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約（第182号条約）」¹¹の締約国となっている。

また、ILOへの拠出を通じ、例えば、スリランカでは、プランテーションにおける、経営者及び行

8 18歳未満を「児童」と定義し、国際人権規約において定められている権利を児童について敷衍し、児童の人権の尊重・確保の観点から詳細かつ具体的な事項を規定したもの。平成元年の第44回国連総会において採択され、平成2年に発効。我が国は平成6年に批准。

9 外務省児童の権利条約ページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/index.html>

10 児童労働の実効的な廃止を確保する観点から、就業が認められるための最低年齢などを定めるもの。昭和48年の第58回ILO総会で採択され、昭和51年に発効。我が国は平成12年に批准。

11 最悪の形態の児童労働の禁止と撤廃に向けた即時かつ効果的な措置を取ることなどについて定めるもの。平成11年の第87回ILO総会で採択され、平成12年に発効。我が国は平成13年に批准。

政関係者等に対する、児童労働の廃止に向けた意識の啓発等を行った。

政府では、これらの条約の実施及びILOへの拠出金事業を通じ、児童労働の廃止を達成するための国際的な取組に貢献している。

2 情報の収集・発信（外務省、厚生労働省）

国連等の場において、我が国の子供・若者育成支援に関する国内施策について、国際社会に向けた情報の発信を行っている。平成28（2016）年12月にインドネシアで開催された第16回ILOアジア太平洋地域会議において、子育て支援等に関する我が国の政策について、情報発信を行った。

第4節 施策の推進等

1 国の関係機関等の連携・協働の促進（内閣府）

子ども・若者育成支援推進本部は、平成22（2010）年4月に施行された「子ども・若者育成支援推進法」により、子供・若者育成支援のための施策を総合的に推進するために設置され、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚により構成されている。同本部の所掌事務は、子供・若者育成支援推進大綱の作成及びその実施の推進、子供・若者育成支援に関する重要事項の審議等である。

内閣府においては、地方公共団体との間で緊密な連携・協力を図るため、各都道府県及び指定都市の青少年行政主管課が参加する「都道府県・指定都市青少年行政主管課長等会議」を開催し、国からの施策の説明、地方公共団体における取組の紹介を行った。

2 地域における取組の推進（内閣府）

内閣府においては、民間も含めた子供・若者育成支援に係る関係者の参加を得て、「子供・若者育成支援のための地域連携推進事業」ブロック研修会を開催し、様々な主体による先進的な活動について情報共有や各主体相互の連携を促している（第5章第2節1「総合的な知見の下に支援をコーディネートする人材の養成」を参照）。